

4横植第708号  
令和4年9月5日

一般社団法人 全国植物検疫協会  
会長 花島 陽治 殿

横浜植物防疫所長

### 輸入植物検査申請情報の論理チェック機能の追加変更について

日頃より植物検疫業務に御協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が管理運営する NACCS においては、平成 31 年 1 月 20 日に、輸入検査申請した品目が輸入禁止品等の対象植物に該当する場合、規制チェック結果を検査申請書に出力する機能を追加するとともに、令和 2 年 2 月 25 日からは、入力時の端末に注意喚起のメッセージを表示させる機能（論理チェック機能）の運用も開始しているところです。

一方で、当該機能は初期運用開始から 3 年半経過し、その間に輸入検疫制度の見直しが複数回行われ、規制対象植物が大幅に増加してきている中、仮に申請時の植物名が規制対象種の「属名」のみであった場合、規制対象の「種」のみを注意喚起する現行の仕様では規制情報が表示されないため、規制対象植物の見落とし等の不適切な対応が起こることが危惧されるところです。

今般、これを予防するため、本年 9 月 15 日から注意喚起のメッセージを下記のとおり追加変更することといたしますので、本追加変更に関しまして、各植物検疫協会様及び関係者の皆様への周知を御願い申し上げます。

なお、本追加変更に伴う表示内容について御不明な点がある場合は、最寄りの植物防疫所まで御連絡ください。

### 記

#### ○論理チェック機能の追加変更（本年 9 月 15 日から）

規制対象植物の「種」が含まれる「属」を検査申請した場合、これまでは注意喚起のメッセージを表示していませんでしたので、以下のとおり「種」の特定及び確認を促すメッセージを表示することになります。

○変更後の注意喚起のメッセージ（具体例）

追加変更対象	現在の表示 (本年9月14日 日まで)	変更後の表示 (本年9月15日から)	
		申請端末の画面	出力帳票 (最大 7文字まで)
植物防疫法施行規則(以下「規則」という。)別表2で規定する輸入禁止対象植物「種」を含む「属」	— (表示なし)	この「属」には輸入禁止対象植物が含まれる可能性があるため、「種」の特定・確認をお願いします。	禁止品を含む属
規則別表1の2で規定する輸出国で栽培地検査を実施し検査証明書へ所定の追記が必要な対象植物「種」を含む「属」	— (表示なし)	この「属」には栽培地検査対象植物が含まれる可能性があるため、「種」の特定・確認をお願いします。	栽培地を含む属
規則別表2の2で規定する輸出国で特別な措置を実施し、検査証明書へ所定の追記が必要な対象植物「種」を含む「属」	— (表示なし)	この「属」には輸出国での検疫措置が必要な対象植物が含まれる可能性があるため、「種」の特定・確認をお願いします。	措置を含む属

注)「属」自体が規制対象植物に該当する場合は、申請端末の画面及び出力帳票ともに従来どおりの注意喚起のメッセージが表示されます。

以上